



～生活保護法指定施術機関の皆様へ～

押印を求める手続の見直しについて



「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について」(令和3年1月7日付厚生労働省通知)において、これまで国が示した様式等で押印が不要となる旨の通知が発出されました。

これに伴い、ご提出をお願いしております各種様式等への押印について、この通知到着以降、今後は次のとおり取り扱いを変更いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



～押印が**不要**となるもの～

①給付要否意見書

②施術券

③生活保護法指定医療機関指定申請書等

指定医療機関にかかる新規申請、変更申請、廃止申請など指定関連の全ての申請書等

～当面押印を**必要**とするもの～

同意書関係

*現在、押印見直しについて検討中です。

今後、押印が不要となった際は、別途ご案内させていただく予定です。

～ Q&A ～

Q:間違えて押印してしまいました。書き直した方がよいですか？

A:そのままご提出ください。

Q:記載内容を訂正する場合、訂正印は必要ですか？

A:不要です。二重線で消す等だけで構いません。

Q:意見書を別紙で作成した場合、一対であることを証明するための割印は必要ですか？

A:不要です。ただし、書類がバラバラにならないよう、必ずホッチキス等を使用してください。

Q:㊦が印字された給付要否意見書・施術券書が届きました。押印が必要ですか？

A:不要です。環境保護、経費削減の観点から、在庫分はそのまま使用させていただきたいと考えておりますので、ご協力の程よろしく願います。

*その他、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。